

「徳島県食育推進計画（第4次）」の骨子（案）について

徳島県食育推進計画とは、国の食育基本法第17条第1項に基づくものであり、県民が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、関係者が連携して、食育を推進するための基礎となるものである。今年度末をもって徳島県食育推進計画（第3次）の計画期間が終了することから、新たな計画（第4次）を策定する。

1 計画期間

令和3年度～令和7年度

2 計画の方針

（1）生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

○家庭における食育の推進

- ・食事を楽しみ、つながりを大切にする食育の推進
- ・乳幼児期から基本的な生活習慣の形成に資する食育の推進

○学校等における食育の推進

- ・栄養教諭等を中核とした食育の体系的、継続的な実施の推進

○地域における食育の推進

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・生涯を通じた切れ目のない食育の推進
- ・職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進
- ・食に対する正しい知識の普及

（2）持続可能な食の循環を支える食育の推進

○環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進

- ・食品ロス削減（食品事業者等の取組促進）
- ・持続可能な食・フードシステムにつながるエシカル消費の推進

○食料の生産から消費に至る食の循環を意識した食育の推進

- ・関係機関・団体と連携した農林漁業体験の推進
（生産者等や消費者との交流促進）
- ・地産地消の推進、学校給食における地場産物の活用の推進

○地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進

- ・食文化の次世代への継承につながる食育の推進

○行政の食育の推進における役割

- ・食育関連施策の推進、効果的な情報発信

（3）新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

○新たな日常や社会のデジタル化の流れに対応した動画やオンラインによる食育の推進

3 計画推進体制

県の関係部局を横断した体制の下、とくしま食育推進協議会、各市町村、各関係団体と連携、協力し、計画を推進する。